

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成17年1月25日

内閣総理大臣 殿

横浜市長 中田 宏

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（国際物流特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

計画本文 5 構造改革特別区域計画の意義

別紙 4 特定事業の内容

(2) 事業区域の追加

添付書類 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書

2 変更事項の内容

別表「新旧対照表」のとおり

(別表)

新	旧
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><u>(2) 官民連携による「使いやすい港づくり」に向けた取り組み体制</u></p> <p>横浜港では、平成9年6月、横浜港の国際競争力を強化し、より一層の利用促進を図るため、全国に先駆けて、官民(当時26団体:現在30団体)により構成する「使いやすい港づくり推進協議会」を設立し、横浜港の国際競争力を強化するために必要となる51の施策項目を設定し、その解決に取り組んできました。</p> <p>これまでに</p> <ul style="list-style-type: none">南本牧ふ頭における大水深岸壁の整備港湾施設使用料のインセンティブ制度の導入強制水先対象船舶の基準緩和ベイブリッジ下層部の国道357号線の早期建設 <p>Sea-NACCSと入出港手続のシステムである港湾EDIシステムとの接続など、これまで全体の8割以上にあたる42項目の課題を解決・実施するなど、公共と民間が連携して、全国に類を見ない活発な活動を進めています。</p> <p>さらに平成16年7月には、国土交通省の進める「スーパー中枢港湾」の指定を京浜港(横浜港・東京港)が受けました。構造改革特区への取り組みも含めて、「横浜ハブポートプログラム」として新たな課題設定を行ない、現在関係者を含めてその課題解決に取り組んでいるところです。</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p><u>(2) 官民連携による「使いやすい港づくり」に向けた取り組み体制</u></p> <p>横浜港では、平成9年6月、横浜港の国際競争力を強化し、より一層の利用促進を図るため、全国に先駆けて、官民(当時26団体:現在30団体)により構成する「使いやすい港づくり推進協議会」を設立し、横浜港の国際競争力を強化するために必要となる51の施策項目を設定し、その解決に取り組んできました。</p> <p>これまでに</p> <ul style="list-style-type: none">南本牧ふ頭における大水深岸壁の整備港湾施設使用料のインセンティブ制度の導入強制水先対象船舶の基準緩和ベイブリッジ下層部の国道357号線の早期建設 <p>Sea-NACCSと入出港手続のシステムである港湾EDIシステムとの接続など、これまで全体の8割以上にあたる42項目の課題を解決・実施するなど、公共と民間が連携して、全国に類を見ない活発な活動を進めています。</p> <p>さらに平成14年11月には、国土交通省の進める「スーパー中枢港湾」の実現化に向けて、構造改革特区への取り組みも含めて、「横浜ハブポートプログラム」として新たな課題設定を行ない、現在関係者を含めてその課題解決に取り組んでいるところです。</p>
<p>別紙</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p><u>(2) 事業区域《別図1、2、3、4》</u></p> <p>南本牧埋立事業における第1-1工区の区域、第1-2工区の区域、新山下町貯木場埋立事業の区域</p>	<p>別紙</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>2) 事業区域《別図1、2、3》</p> <p>南本牧埋立事業における第1-1工区の区域の一部、新山下町貯木場埋立事業の区域</p>
<p>工程表</p> <p>別紙参照</p>	<p>工程表</p> <p>別紙参照</p>